

令和6年度  
若者文化芸術育成支援事業補助金  
募集要項

募集期間

令和6年4月17日（水）～ 令和6年5月17日（金）

## 1. 目的

市内に在住する児童が主に参加し、実施する文化芸術育成活動に要する経費に対し若者文化芸術育成支援補助金（以下「補助金」という）を交付し、地域の文化芸術を担う人材の育成を図ることを目的とする。

## 2. 補助対象事業

この要項において補助の分野及び対象となる事業は、別表1に掲げるとおりとする。

## 3. 補助事業要件

- (1) 若者文化芸術育成支援事業補助金の要件は、次の各号の全てに該当するものとする。
  - ① 補助事業実施の翌年度以降も活動を継続するもの
  - ② 市内で行う自主企画によるもの
  - ③ 当該事業で活動する児童は、過半数以上が市内在住者であること。
- (2) 次の各号に該当する事業は対象外とする。
  - ① 学校等の行事や各種活動に属する事業
  - ② 政治に関する活動を目的とする事業
  - ③ 宗教に関する活動を目的とする事業
  - ④ 一般に広く公開されない事業
  - ⑤ その他市長が適当でないと判断した事業

## 4. 補助事業者要件

- (1) 補助事業者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
  - ① 市内に3ヶ月以上活動の本拠を有する団体もしくは実行委員会
  - ② 規約等を有するとともに代表者、所在地が明確であること。
  - ③ 活動内容が、主に沖縄市民の文化芸能の振興に資するものであること。
  - ④ 別表1に掲げる活動実績が1年以上あること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の団体等は対象としない。
  - ① 地方公共団体
  - ② 県文化協会及び市町村文化協会等を構成員とする団体
  - ③ 学校等に属する活動団体
  - ④ 政治に関する活動を目的とする団体
  - ⑤ 宗教に関する活動を目的とする団体

- ⑥ 同補助金を過去 10 年以内に 3 回受けた団体
- ⑦ 市税の滞納がある者（法人格を有しない団体の場合は、その代表者）
- ⑧ 代表者が未成年者である団体
- ⑨ 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は法令上これと同様に取り扱われている団体
- ⑩ 代表者が法律に違反し、刑の執行（執行猶予期間中を含む）を終えていない団体
- ⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を構成員とする団体

## **5. 補助対象経費**

- (1) 補助金の交付対象となる経費は、別表 2 に掲げるとおりとする。
- (2) 補助対象経費は、実績報告時に補助事業者により支出した証明（日付、支払者、内訳、金額等）が確認できるものに限る。
- (3) 補助対象経費は別表 2 に掲げるもののほか、次の各号に該当する経費は対象外とする。
  - ① 異なる会計年度に属する経費
  - ② 補助事業者ではない者が支出した経費
  - ③ 支出請求先が補助事業者（役員、構成員を含む。）と同一となる経費
  - ④ 本市の他補助金等により交付される経費と重複する経費
  - ⑤ 国・県または他団体の補助金等により交付される経費と重複する経費

## **6. 補助金の額**

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の 4 分の 3 以内とする。ただし、補助金の額に端数が生じる場合は、1,000 円未満を切り捨てる。
- (2) 前項の補助金の上限額は、100 万円以内とする。ただし、予算の範囲内で減額して配分することがある。

## **7. 補助対象事業期間**

交付決定の日から令和 7 年 2 月末日まで

## **8. 交付申請**

※事前に別添の「若者文化芸術育成支援事業補助金注意事項」をご確認ください。

補助金の交付を受けようとする団体等は、次に掲げる書類を、令和 6 年 5 月 17 日(金)17 時 00 分までに「沖縄市役所経済文化部文化芸能課」（本庁地下 1 階）

へ直接又は郵送で提出すること。(郵送の場合は、令和6年5月17日(金)消印有効)

- ① 補助金等交付申請書(共通要綱第1号共通様式)
- ② 事業計画書(様式第1号)
- ③ 収支予算書(様式第2号)
- ④ 団体調書(様式第3号)
- ⑤ 補助金への申請に係る確認書(第6号様式)
- ⑥ 団体等の規約及び会則
- ⑦ 団体等の役員及び構成員名簿
- ⑧ 市税の滞納が無い証明書(原本)
- ⑨ 収支予算書の根拠となる資料(見積書等)
- ⑩ その他必要と認める書類

今後のスケジュールは次に示す通りです。

実施期間	実施内容
令和6年4月17日(水)～令和6年5月17日(金)	応募書類の提出
令和6年5月下旬頃	プレゼンテーション
令和6年6月上旬頃	補助事業者選定、交付決定通知
交付決定後～	補助事業実施
補助事業終了後～	実績報告書の提出～支払

※プレゼンテーションについては、日程が決まり次第、応募者へ直接ご連絡致します

## 9. 審査

(1) 本要項8.の規定による申請書の提出があったときは、書類による審査を行うとともに、若者文化芸術育成支援事業補助金交付団体等審査委員会(以下「審査委員会」という)を設置し、企画提案による審査を行うものとする。

(2) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。ただし、審査委員会で評価項目を変更、追加等することがある。

評価項目	評価のポイント
企画趣旨	沖縄市内に在住する児童が主に参加し、実施する文化芸術育成活動、地域の文化芸術を担う人材の育成を図る企画となっているか。
企画内容	文化芸術実演家や鑑賞者の育成に貢献、役立つ内容であるか。 多くの方が興味・関心を持ち、他にない企画内容であるか。

計画性・実現性	日時、場所、プログラム、出演者等に計画性があり、確実な実施が見込めるか。
発展性	団体及び活動の発展が期待でき、補助金がなくても、活動を実施しようという意欲が感じられるか。
広報活動	多くの方に鑑賞していただける効果的な計画があるか。
実施体制	代表者及び事業担当者をしっかり設置し、各構成員の役割がきちんと決められているか。
	予算積算等が適切であるか。
感染症対策	具体的な対策が取られており、状況に応じ工夫された事業計画であるか。(チェックシートの作成がされているなど)
企画提案	分かりやすく提案をしているか。質問に対して明確に答えているか。

## 10. 交付決定

- (1) 市長は、本要項 9. の審査により補助金の交付が適当と認めた補助事業者に対し、補助金等交付決定通知書（共通要綱 第 2 号共通様式）により通知する。
- (2) 補助金の交付を行わないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知する。

## 11. 事業の変更

- (1) 要項 10. の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、事前に協議（参考様式）をした上で、補助事業等変更等承認申請書（共通要綱 第 3 号共通様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 前項の変更等の申請に添付する書類は、交付申請と同様とする。

## 12. 実績報告

- (1) 補助事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して 60 日以内、又は交付を受けた会計年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
  - ① 補助事業等実績報告書（共通要綱 第 8 号共通様式）
  - ② 事業報告書（様式第 4 号）
  - ③ 収支決算書（様式第 5 号）

- ④ 収支決算書の根拠となる資料
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※パンフレット・チラシ等、アンケート結果、当日の様子が分かる写真等

(2) 交付対象者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

### **13. 補助金等の確定**

実績報告の内容を審査し、交付すべき補助金等の額を確定したときは、補助金等交付確定通知書（共通要綱 第9号共通様式）により通知する。

### **14. 概算払等**

1 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金等概算払等申請書（共通要綱 第6号共通様式）により市長に概算払を求めることができる。ただし、原則として交付決定額の過半を超えて概算払とすることはできない。

(1) 補助事業の既成部分に関する実績報告（第12条に準ずる）を行い、補助事業の一部について実施済みであると市長が認める場合

(2) 当該事業等の円滑な運営に支障が生じると市長が認める場合

2 市長は、前項の申請を審査し、概算払の必要があると認めた場合は、補助金等概算払等決定通知書（共通要綱 第7号共通様式）により通知する。

3 補助金等の概算払等を認めないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知する。

4 第1項の規定により既に支払を受けた概算払費が第13条の確定額を超えるときはその超える金額について返還するものとする。

### **15. 補助金等の請求**

(1) 補助事業者は、補助金額の確定又は概算払等の決定通知の写しを添えて、補助金等交付請求書（共通要綱 第10号共通様式）により補助金を請求するものとする。

(2) 前項の請求は、交付を受けた会計年度の3月31日までにしなければならない。

### **16. 感染症及び自然災害等による事業中止の判断について**

感染症及び自然災害等のため、市または補助事業者が事業中止の判断をした場合は、補助金額の確定のため本要項12.の報告を行い、検査を受けること。

## 17. その他

(1) 広報物として、チラシ・ポスターを作成する場合は、「令和6年度 沖縄市 若者文化芸術育成支援事業補助金」と表記すること。また印刷前に市へ原稿内容を確認させること。

(2) 問い合わせ

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市役所 経済文化部 文化芸能課 文化交流係（本庁地下1階）

担 当：下地

T E L：098-939-1212 内線（3554）

F A X：098-923-3485

E-mail：bungeia56@city.okinawa.lg.jp

別表1 対象分野

分野	対象
芸能分野	演劇、音楽、伝統芸能、ミュージカル、ダンス、その他舞台芸能
その他の分野	舞台企画・制作、その他舞台制作及び運営等に係るもの

別表2 補助対象経費

費 目	補助対象経費
設営・舞台費	施設使用料（前日リハーサル含む。）、会場設営費、付帯設備費、空調費、大道具費、小道具費、機材運搬費、オンライン配信費、その他会場設営等に係ると認める経費 ※市内業者の活用に努めること。
謝金・人件費	講師料 ※講師料の1時間あたりの上限額は、4,000円以内とする
事業費	照明費、音響費、舞台美術製作費、舞台監督費、効果費、衣装レンタル費、当日スタッフ費等 ※技術料の経費の1日あたりの上限額は、沖縄県舞台運営事業協同組合「基準技術料金表」に準ずる。（交通・宿泊・出張費は対象外とする。） オペレーター技術料 1名 30,800円（税込） チーフ・オペレーター 技術料 1名 41,800円（税込） 舞台監督 技術料 1名 55,000円（税込）

	※市内業者の活用に努めること。
広報・宣伝費	チラシ・ポスター等印刷費、その他広報宣伝に係ると認める経費 ※市内業者の活用に努めること。
交通費	講師等の旅費交通費
備品	楽器、その他活動に必要と認める経費
感染症予防 対策費	マスク、消毒液、体温計、手袋等 (購入の際には事前に相談すること) ※市内業者の活用に努めること。
<b>費 目</b>	<b>補助対象外経費</b>
謝金・人件費	出演料、司会料
飲食・接待費	ケータリング費、弁当代、飲物代、接待費
通信費	電話、FAX 料、インターネット費
記録費	記念写真、記録動画撮影費、録音費
運営雑費	消耗品費、インク代、コピー用紙代、各種手数料等
その他経費	稽古時の施設料